公益社団法人高知県宅地建物取引業協会／公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会高知本部

広報 宅建こうち

KOCHI TAKKEN KYOKAI KOHO

2025
vol.227
春号
令和7年4月発行

きっと何か「見つかる」

CONTENTS

02 ●定時総会ご案内・青年部活動・意見交換会
03 ●一般公開セミナーご案内
04 ●委員会だより・ハトサポBB
●相談員勉強会
●空き家空き地相談
●定期無料相談ご案内
05 ●宅建試験・法定講習
06-07 ●免許届出事項
08-09 ●紛争事例
10-11 特集記事「南国市シンボルロード開通」
12 ●業者票及び従業者名簿
●会員異動のお知らせ

■宅建協会HP

特集記事

南国市に新しいシンボルロードが開通!!

南国市観光案内所

定時総会　開催のご案内

宅建協会第 59 回定時総会・保証協会高知本部第 53 回定時総会を開催します。
開催通知・総会議案書等は 5 月中旬に会員の皆様の事務所へ発送予定です。お手元に議案書が届きましたら、内容をご確認下さい。

◆ 開催日時：**令和7年5月29日(木)**
午後1時30分～2時30分　保証協会高知本部 総会
午後4時00分～5時45分　宅建協会 総会

◆ 会　　場：**ザ クラウンパレス新阪急高知**　高知市本町 4-2-50

また、総会には定足数がありますので、本年度も引続き、可能な限り同封の**『議決権行使書面・委任状（出欠届）』ご提出**によるご参加をお願い致します。**（書面はご記入・押印の上、期限内に到着するよう速やかにご返信下さい。）**
総会終了後は懇親会を予定しております。事前のお申込みとなっておりますので、議決権行使書面･委任状 (出欠届) をご提出いただく際に一緒にお申込み下さい。
皆様のご参加・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

青年部の活動報告

高知県宅建協会青年部会では定期的に清掃活動を行っています。
今回は２月７日金曜日に実施し、升形商店街から電車通沿いを高知市役所前まで清掃しました。
清掃活動では街の美化に寄与できるとともに部員間の交流もできるため、今後も継続していきたいです。

令和７年１月22日(水)午後6時30分より、「オビヤギルド」にて令和６年度総会を開催しました。

第１号議案　令和６年度活動報告
第２号議案　令和７年度活動計画
第３号議案　令和６年度決算見込
第４号議案　令和７年度活動予算
第５号議案　会則の改訂について

① 退会に関する会則の改訂について
現行の公益社団法人高知県宅地建物取引業協会青年部会（以下、「青年部会」）において、会員の入会・退会・除名・会員資格の喪失に関する会則が設けられていなかったため、改訂しました。

② 決議事項に関する会則の改訂について
現状の決議事項は活動計画･活動予算を毎年度 12 月 1 日までに宅建協会総財委員会に提出することとなっていましたが、宅建協会の総会に向けた準備等実情に即した日程とするため、改訂しました。

宅建協会・宅建政治連盟と顧問議員団との意見交換会

３月８日土曜日、城西館にて「宅建協会・宅建政治連盟と顧問議員団との意見交換会」を開催しました。
会員の皆様からいただいたご意見を基に作成した提言書に対し、顧問議員の方々からご教示をいただきました。
後日、完成した提言書を高知県・高知市に提出する予定です。

一般公開セミナー　開催します

◆ 開催日時：**令和7年6月24日（火）**　午後1時30分～

◆ 会　　場：**ザ クラウンパレス新阪急高知**

野々村 友紀子 氏

第１部

『野々村友紀子式 ものの伝え方』

放送作家でメディア出演など多方面でご活躍の野々村友紀子氏を招き講演予定です。
どなた様でも参加いただけます。たくさんのご来場 大歓迎です。
お誘いあわせのうえ多数のご参加をよろしくお願いいたします。

■プロフィール紹介
1974年8月5日生まれの放送作家。大阪府出身。2丁拳銃・修士の妻。芸人として活動後、放送作家へ転身。
現在は吉本総合芸能学院（ＮＳＣ）東京校の講師、著書・脚本等の作家業に加え、メディア出演など多方面で活躍中。2021年12月に7冊目の著書『アカンヒトズカン』（学研プラス）を出版。

■レギュラー番組
TBS 系「ゴゴスマ ～ GO GO! Smile! ～」
教育テレビ「ハロー！ちびっこモンスター」
MBS「よんチャン TV」
MBS「カチモ」

■最近の出演番組
NHK「あさイチ」
TBS「サタデープラス」「水曜日のダウンタウン」
日テレ「上田と女が吠える夜」「ヒルナンデス！」
CX「ネプリーグ」「トークィーンズ」
テレビ朝日「ロンドンハーツ」「くりぃむナンタラ」

■講師
NSC 東京校講師（常時）

■著書
『アカンヒトズカン』（学研プラス 2021 年）
『ハッキリものを言って嫌われる人、好かれる人の伝え方』（クロスメディア・パブリッシング 2020 年）
『夫婦喧嘩は買ったらダメ。勝ったらダメ。』（産業編集センター 2019 年）
『夫が知らない家事リスト』（双葉社 2019 年）
『パパになった旦那よ、ママの本音を聞け！』（赤ちゃんとママ社 2019 年）
『あの頃の自分にガツンと言いたい』（産業編集センター 2018 年）
『強く生きていくために あなたに伝えたいこと』（産業編集センター 2017 年）

第２部

『中古建物の購入注意点やトラブルを未然に防ぐポイントや事例など』

深沢綜合法律事務所　高川　佳子 弁護士

高川 佳子 氏

■講師プロフィール紹介
明治大学法学部卒業後、平成６年弁護士登録（第一東京弁護士会）
著書 最新宅地建物取引実務マニュアル（共著）ほか 宅建業者からの法律相談に数多く対応し、全国各地の業界団体による研修会の講師も行っている。

委員会だより ＜総財委員会＞

総財委員会は宅建協会のより良い運営、会員の発展に繋がる事業提案から実施までを行っております。
一年間を通して各事業の内容や予算の精査をし、少しでも有効な事業を心がけています。
主催する行事として納涼祭や忘年会をはじめとし親睦旅行などがありますが、常に会員の皆様に楽しんでいただき交流の図れる場を提供し続けることを念頭に企画しています。
本年度の親睦旅行は韓国を計画し、参加者には交流のもと楽しんでいただきました。
まだまだ参加されていない方もいらっしゃると思いますので、ぜひとも参加していただき有意義な情報交換の場として活用してみてください。

ハトサポBBについて

「ハトサポBB」は全宅連が提供する新しい会員間不動産流通システムです。昨年末より会員の皆様にお使いいただけるようになり、現在はこれまで会員の皆様にお使いいただいています「ハトマークサイト高知 plus」と新しい流通システムの「ハトサポBB」が平行稼働している状況です。
2月19日(水)に「ハトサポBB」の具体的な操作説明についてWEB形式のセミナーを開催させていただきました。セミナー当日は70を超えるアクセスがあり、宅建協会の会場へもお越しいただいた会員さんもいらっしゃいました。12月の研修会の時よりさらに細かい操作の説明でしたので、参加された皆様はより理解が深まったのではないかと思います。
今後高知県宅建協会では「ハトマークサイト高知 plus」から「ハトサポBB」へ完全移行する予定で検討をしています。移行の時期など正式に決まりましたら皆様にお知らせいたしますのでよろしくお願いいたします。

相談員勉強会　実施報告

令和6年度第3回相談員勉強会を2月17日(月)高知県宅建会館3階において開催しました。
今回の相談員勉強会は近年、一部の利用者等による相談員及び本会業務の担当役職員に対し、就業環境を害する行為、いわゆる「カスタマーハラスメント」に該当する事例が見受けられています。
その事例をあげて、意見交換を行い、相談員としての対応方法を学びました。

空き家・空き地の無料相談　開催します

令和7年4月20日(日)、高知市の帯パラ広場(高知市中央公園北側)において「空き家・空き地の無料相談」を開催いたします。

全7名の相談員が交代で対応し午後の部には弁護士も同席予定です。相続した土地・空き家の処分について、それぞれのケースに応じた有効な方法をアドバイスさせていただきます。

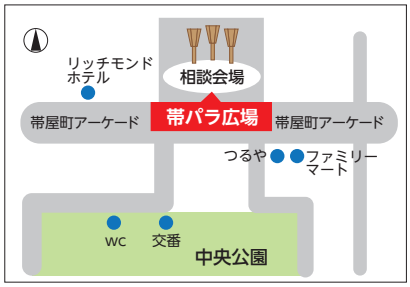

定期不動産無料相談のご案内

毎週火曜日・金曜日の午後1時から4時まで、高知県宅建会館で『不動産に関する無料相談』を行っています。宅地建物取引に関わるトラブルや疑問などお気軽にご相談下さい。毎月第1・第3金曜日は弁護士相談(午後1時から3時まで)も実施しています。

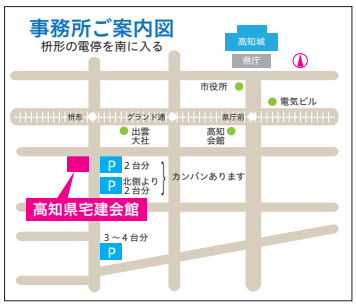

【定期相談会場・お問合せ】

公益社団法人　高知県宅地建物取引業協会
公益社団法人　全国宅地建物取引業保証協会高知本部
住所：高知市上町 1丁目 9番 1号　高知県宅建会館
電話：088-823-2001　　HP: https://www.823-2001.com

宅建試験のご案内

令和７年度宅地建物取引士資格試験は次の通り開催予定です。なお、申込書の配布期間や受付期間は、試験実施公告（6月6日予定）後に当協会ホームページにて公開致しますので、ご確認ください。

＜実施概要（予定）＞

試験案内申込書配布・受付	郵　　送	令和7年7月1日（火）～7月15日（火）　消印有効
	インターネット	令和7年7月1日（火）9:30 ～7月31日（木）23:59
配布場所	・高知県宅建協会 ・高知県庁　募集要項コーナー ・県内各市町村役場（中土佐町役場を除く） ・県内各土木事務所 ・県内 TSUTAYA 各店 ・高知 蔦屋書店	
試験日	令和７年10月19日（日）	

＜参考＞一般財団法人 不動産適正取引推進機構ホームページ
http://www.retio.or.jp

令和7年度　宅建士法定講習開催日程（会場 :高知会館）

≪DVD 視聴による座学講習≫

	開催予定日	申込受付期間	対象者（有効期限）
第１回	令和7年　7月17日（木）	令和7年6月2日～6月6日	令和7年7月17日～令和8年1月16日
第２回	令和7年11月13日（木）	令和7年10月6日～10月10日	令和7年11月13日～令和8年5月12日
第３回	令和8年　3月12日（木）	令和8年2月2日～2月6日	令和8年3月12日～令和8年9月11日

※受付期間は、変更になる場合がありますので、事前にお問合せください。

≪WEB講習を実施≫

高知県宅建協会では、令和４年10月から従来の法定講習に加えて、オンデマンド形式によるWEB講習も行っております。WEB環境があれば、受講期間内いつでも講習動画を視聴できます。

ただし、
- 高知県登録であること
- 申込時、有効期限が60日以上あること
- 登録事項（住所・氏名・従事先等）に変更がないこと
  （変更がある場合は、申込前に必ず高知県住宅課へ届出をお済ませください）
- 個人メールアドレス、書類のプリンター印刷が可能であることが条件になります。

≪WEB講習と座学講習の違い≫

	ＷＥＢ講習	座学講習
特　　徴	都合の良い時間帯に受講可能	講習会場への来場
受講期間	受講開始日より４週間	講習日に会場で講義映像を視聴
受付期間	毎月初旬締め（詳しくはお問合せください）	申込受付期間内
申込方法	更新の方：高知県宅建協会のＨＰよりお申込ください 新規の方：窓口受付	必要書類を高知県宅建協会まで郵送
受講料支払い方法	クレジットカード決済（即日）又はコンビニエンスストアでのお支払い（３日以内）	銀行振込
宅建士証交付	受講申込から概ね２カ月後	講習終了後、即日交付

詳しくは高知県宅建協会ホームページをご確認ください。

法定講習ページ　https://www.823-2001.com/koshu.html

免許届出事項（申請）等　今一度ご確認を!!

1 免許の種類

宅建業の免許は、個人又は法人でも免許申請することができます。
免許を受けた者を「宅地建物取引業者」（宅建業者）といいます。
次に示すとおり、事務所を設置する場所により、知事免許と大臣免許とに区分されますが、免許の効力に差異はなく、全国どの地域においても宅建業を営むことができます。
※事務所として営業する場合については、事務所を新設したことの変更手続きや、営業保証金の供託手続等が必要になってきます。

【事務所の設置場所による免許権者の区分】

事務所の設置場所	免　許　権　者	免　許　の　区　分 （申　請　窓　口）
1の都道府県内にのみ事務所を設置する場合	本店（事務所）所在地を管轄する都道府県知事	都道府県知事免許 （左記と同様）
2以上の都道府県に事務所を設置する場合	国土交通大臣	国土交通大臣免許 （本店所在地を管轄する都道府県）

2 免許の有効期間

宅建業の免許の有効期間は5年間です。
このとき、有効期間の最終日（免許満了日）が日曜・祝日などであるかどうかにかかわらず、満了日をもって免許は失効し、満了日の翌日からは宅建業を営むことができなくなります。
有効期間満了後も引き続いて宅建業を営む場合には、免許の有効期間満了日の90日前から30日前までに、免許の更新申請をする必要があります。

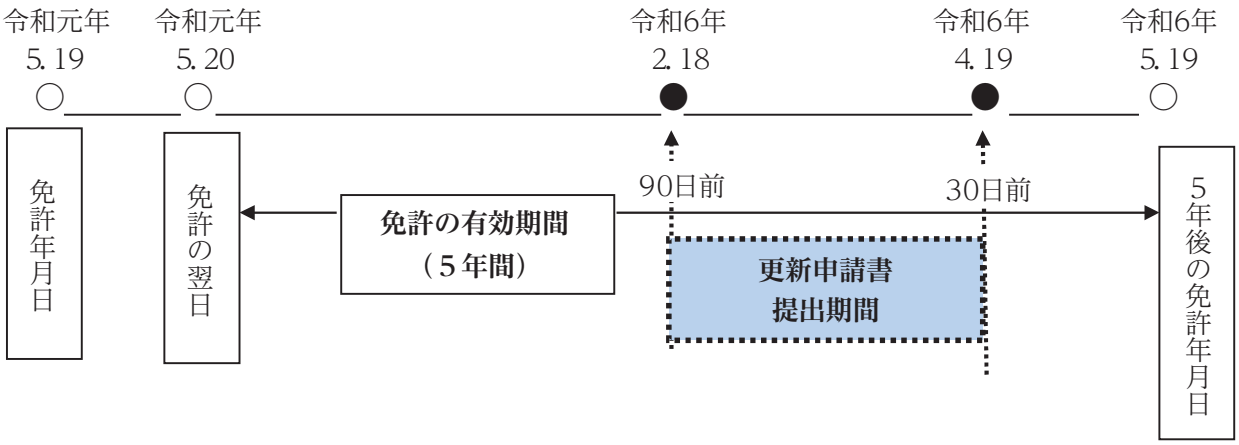

3 免許を受けるための要件

免許を受けようとする者が、次の表の「欠格要件」のいずれかに該当するときは、免許されません。

(1)免許の基準（免許を受けられない者）

欠　格　要　件　（宅地建物取引業法第５条第１項の概要）
免許申請の手続関係
①　免許申請書やその添付書類中に重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合
申　請　者
② 申請前５年以内に次のいずれかに該当した場合
A 免許不正取得、情状が特に重い不正不当行為、又は業務停止処分違反をして免許を取り消された場合
その者が法人である場合は、その法人の役員であった者（※１）を含む
B 前記のいずれかの事由に該当するとして、免許取消処分の聴聞の公示をされた後、相当の理由なく廃業等の届出を行った場合
C 禁錮以上の刑に処せられた場合
D 宅建業法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法（傷害・現場助勢・暴行・凶器準備集合・脅迫・背任）の罪、暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられた場合
E 暴力団員等（※２）
F 免許申請前５年以内に宅地建物取引業に関して不正または著しく不当な行為をした場合
③ 破産手続開始決定を受けて復権を得ない場合
④ 心身の故障により宅地建物取引業を適正に営むことができない場合
⑤ 宅建業に関し不正または不誠実な行為をするおそれが明らかな場合
申請者の法定代理人、役員、政令使用人
⑥ 申請者の法定代理人（※３）、役員（※４）または政令使用人（※５）が上記②、③、又は④に該当する場合
事 務 所 の 要 件
⑦ 事務所に専任の宅地建物取引士（専任宅建士）を設置していない場合又は、設置することが見込めない場合（新規免許の場合）

※１ 役員であった者：免許取消処分の聴聞の公示の日前６０日以内に役員であった者
※２ 暴力団員等　：暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者。暴力団員等が事業活動を支配する者を含みます。
※３ 法定代理人　：営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者の親権者又は後見人をいいます。
※４ 役員　：業務を執行する社員、取締役またはこれに準ずる者（法人に対しこれらの者と同等以上の支配力を有する者を含みます。相談役も顧問、その他いかなる名称を有するかを問わない。）
※５ 政令使用人　：事務所の代表者で契約締結権限を有する者（支店長・営業所長など）

■ 刑の執行が猶予される場合の取扱い

禁錮以上の刑に処せられ執行猶予がついた場合には、その執行猶予期間中は欠格要件に該当しますが、執行猶予期間が満了して刑の効力が失われた時は、その翌日から欠格要件には該当しません。

紛争事例　〔（一財）不動産適正取引推進機構発行「RETIO №136」より転載〕

最近の裁判例から（1）　－確定測量図未交付による契約違反－

確定測量図の交付が契約条件であるのに交付できなかった売主に対し債務不履行による違約金の支払いを命じた事案

（名古屋地判 令5・12・14 2023WLJPCA12146001）

大嶺　優

土地及び建物の売買契約を締結したところ、売主が、約定の期日までに、契約の条件である本件土地の確定測量図を交付せず、本件土地と隣接地との境界を明示しなかったため、買主は、本件売買契約を解除し、売主に対し、債務不履行に基づき、既払の手付金及び違約金等の支払を求め、買主の請求が認容された事例。

1　事案の概要

X（原告）とY（被告）は、平成20年11月より、Yを賃貸人、Xを賃借人として、Yが所有する建物（本件建物）の賃貸借契約を締結し、本件建物を使用していた。

Yと過去に取引のあるA（宅地建物取引業者）は、Yに確認のうえ、Xに対し、本件土地建物の買取りの意向を打診し、本件土地建物の売買について交渉したが、双方の希望売買金額の調整が付かなかったことにより、Xは、Aに対し、本件土地建物の購入を断った。

Aは、その後、B（隣接地所有者）に対し、本件土地建物の買取りを打診し、Bは、2度に渡り本件土地建物の購入を希望する旨の意思を表明し、Aに手寸金相当の小切手を預けたりしたが、YとBの売買条件が折り合わず、AはBに小切手を返還した。

その後、再び、Xとの交渉が行われ、XおよびYは、令和3年10月、本件土地建物について、売買代金3900万円、売主が確定測量図を交付する条件で売買契約を締結した。

売買契約締結後、確定測量図の作成を担当するC調査士が隣接地所有者へ境界承諾の交渉を行ったが、Bは境界承諾を拒否した。XはYに対し、Bの承諾を除いて、売買代金を減額する等の解決策を提案したが、YはBの承諾が得られないのはYの責任では無い等の主張を繰り返し、解決案を拒否したため、Xは、Yに対して、債務不履行を理由として、本件売買契約を解除する旨の意思表示をし、本件訴訟を提起した。

2　判決の要旨

裁判所は、以下のとおり判示し、Xの請求を認容した。

本件土地の確定測量図の交付は、本件売買契約において重要な要素の1つとなっており、このことは、Yも十分に認識していたものと認められる。そうすると、Yによる本件土地の確定測量図の不交付が、本件売買契約上の債務の不履行に該当することは明白である。

次に、Yが、本件土地の確定測量図の交付等の債務を履行することができなかったのは、隣地所有者であるBが、境界確認の立会に協力しなかったためであると認められる。そして、Bが本件土地の境界立会について協力しなかったのは、YとBとの間の本件土地建物の売買に関する交渉において、Bが、本件土地建物の購入実現に対する期待を高めていたにもかかわらず、Yによって本件

土地建物の売買を破談にされたとの認識を理由とするものであったと推認される。

以上からすれば、Bが境界立会について協力しなかったのは、Bとの間の本件土地建物の売買交渉に係るYないしAの行為が原因であると認められる。

他方で、YとBとの間では、本件土地建物の売買について交渉段階で売買条件の調整が付かなかったものであり、未だ売買契約の成立やそれに近い状態に至っていたものとは認められない。しかし、Bにおいて、売買代金の増額提案や手付金の交付によって、本件土地建物の購入実現に対する期待を高めたことについては相応の合理性があるというべきであり、その段階で本件土地建物の売買が破談となれば、Bが、Yによって上記期待を反故にされたとの認識を有したとしても、強ち不当とはいえず、Yにおいては、自らの行為あるいはAの行為によって上記状況を作出したのであるから、Bに対し、相応の説明等をすべきであったものといえる。しかし、Bとの交渉当時、Yにおいて説明等の対応を行った形跡は見当たらない。

もっとも、YとBとの間の本件土地建物の売買が破談になったのは、未だYとBとの間の売買条件に関する交渉が行われていた段階であったことからすれば、手付金を交付したとしても、その後の状況の変化等によって売買の成立に至らないことも一般的にはあり得るから、Yが、Bに対し、当時の状況等を踏まえた適切な説明や対応等を行ったにもかかわらず、Bが境界立会について協力しない態度に不当に固執するなどしたとすれば、確定測量図の交付等ができなかったのは、正当な理由に基づかないBの個人的な事情等が原因であり、Yの責めに帰することができない事由によるものであると評価し得る場合もあり得る。しかし、Yは、Bが境界立会に協力しないのは、Aの対応に原因があり、Yの責任ではないなどとして、Xが問題解決に向けた提案をしても、これを拒否し、対案すら回答しない態度に終始していた。また、Yは、Bに電話や手紙及び訪問するなどして、直接説明や説得を試みるなどした旨主張するが、何ら具体的な立証はなされていない。

以上の事情に照らすと、本件土地の確定測量図の不交付は、Yの責めに帰することができない事由によるものであることを認めるに足りる立証はなされていないといわざるを得ず、その他、Yが種々指摘する点を考慮し、本件における全ての証拠を総合しても、前記判断を左右するに足りるものはない。

前記説示したところに照らせば、XによるYの債務不履行を理由とする本件売買契約の解除は有効であり、Xは、本件売買契約の解除に伴って既払の手付金の返還及び約定の違約金等の支払を請求することができるというべきである。

3　まとめ

土地の売買契約における確定測量図の交付については、本件のように隣接地の承諾が得られない場合、売主の債務不履行として違約となる可能性が高く、その際に、売主から仲介会社に対して責任を問うようなトラブルも見受けられる。

仲介の立場で紛争に巻き込まれないためには、本件のような境界確認のみならず、私道の使用承諾等、第三者の協力が必要となる取引については、事前に承諾を得てから契約する、もしくは、債務が履行できない場合のリスクについて、売主、買主に説明のうえ、債務の履行が不可能となった場合の契約解除特約を設ける等の対応も、検討すべきと思われる。

（調査研究部調査役）

やなせたかしさんが小学2年生から約10年間を過ごした南国市ごめん町周辺に、都市計画道路南国駅前線

シンボルロードが開通しました!!

令和7年3月30日(日)に南国市に新しいシンボルロードが開通しました。その中心付近に、連続テレビ小説「あんぱん」の放送開始を機に、期間限定で南国市観光案内所が新設されました。

案内所の近くには、やなせライオン公園があります。土・日・祝日にはキッチンカー等の飲食販売があり、シンボルロードを中心とした南国市の新たな観光が期待されます。

■問合わせ
南国市観光協会／☎ 088-855-3985
南国市観光案内所／☎ 088-879-2385
(平日 8:30 ～ 17:15　案内所は 9:00 ～ 18:00)
公式 LINE：@nk02723
✉ nk-information@nankoku-kankou.jp

南国市新図書館(建設中)

令和8年春の開館が予定されている、新しい図書館もシンボルロード沿いに建設されています。

南国市観光案内所

観光案内のほか、特産品販売をしています。また、観光ガイド・レンタサイクル・お遍路衣装レンタルの受付や手荷物預かりも行っています。

■開館時間／9:00~18:00
☎088-879-2385

海洋堂SpaceFactoryなんこく

シンボルロードからの徒歩範囲には、「海洋堂Space Factoryなんこく」があります。

商店街を通ってやなせさんの足跡を散策した後に、海洋堂2階のものづくり展示室にある、昭和20年頃のごめん町ジオラマで、今に続く街並みをさらに深く感じていただけます。

■料金／入館料無料
※ものづくり体験参加やショップでの購入は有料です。

■場所／海洋堂SpaceFactoryなんこく
☎ 088-864-6777
✉ support@kaiyodokochi.co.jp

最新イベント情報はこちらから→

開通に合わせてごめん町では イベントがいろいろ開催中です!!

ごめん観光定時ガイド

～やなせたかしが育ったまちを知るごめん・ありがとうコース～

観光案内人の会のガイドが、やなせさんゆかりの地やごめん町の歴史を案内する約1時間のコースです。

■期間
令和7年3月30日㈰～令和8年2月8日㈰ 土・日・祝日
① 10:00～ ②11:00～ ③13:00～ ④14:00～
※ 10分前までに受付をすませ、集合してください。
■受付場所／南国市観光案内所（左記地図参照）
■料金
大人 500 円・小中学生 250 円・未就学児無料
(小学生以下は保護者同伴)

連続テレビ小説　ドラマ展

連続テレビ小説「あんぱん」のぶと嵩のおらんく展

高知が舞台の連続テレビ小説「あんぱん」の魅力満載のドラマ展が開催されます。ドラマの中で実際に使用された衣装や小道具、収録スタジオのミニチュア再現など、ここだけのドラマ展です。
たくさんの皆様のご来場をお待ちしております。

■期間
令和7年4月26日㈯～令和8年2月8日㈰
10:00～18:00(最終入場17:30)　定休日：火曜日
※休日の場合は翌日　※ 4/26のみ 10:30～18:00
■料金／大人 900 円・小中学生 700 円・未就学児無料
■場所／海洋堂SpaceFactoryなんこく　3階企画展示室

オープニングイベント

セレモニー＆ゲスト3名によるミニトークショー in 海洋堂SFN横広場

オープンを記念して、連続テレビ小説「あんぱん」で主役・朝田のぶの幼少期を演じる永瀬ゆずなさんと、やなせさんがモデルの柳井嵩の幼少期を演じる木村優来さん、そして南国市観光大使の三山ひろしさんをゲストに、ミニトークショーを開催します。

■期間／**令和7年4月26日㈯**　9:30～10:00

ごめさんぽ

2025.3.29～2026.2.28

やなせ少年を追いかける、まちあるき

「ごめさんぽ」は、やなせさんが暮らしたごめん町で、少年時代のエピソードを聞きながら散歩を楽しむためのスマートフォン用の音声コンテンツです。

ナビゲーターは南国市出身の演歌歌手・三山ひろしさん。三山さんのビタミンボイスで、やなせさんの足跡をたどってみませんか？ 現地でしか体験できない仕掛けもありますよ！

お手持ちのスマートフォンで二次元コードをスキャンしてツアーを開始！

※データ通信にかかる費用はお客様のご負担になります。

「やなせたかしが育ったまち南国市」関連情報はこちら
https://www.city.nankoku.lg.jp/gomenarigatou/

その他、観光情報はこちら
https://www.nankoku-kankou.jp/

主催・お問い合わせ　南国市役所 商工観光課　〒783-8501 高知県南国市大そね甲2301番地　☎088-880-6560
〈協力〉株式会社やなせスタジオ、公益財団法人やなせたかし記念アンパンマンミュージアム振興財団、株式会社フレーベル館

宅地建物取引業者票・従業者名簿の記載事項の変更

令和7年4月1日より宅地建物取引業者票･従業者名簿の記載事項が一部変更されています。

【宅地建物取引業者票】様式第九号
※赤色の箇所が変更及び追加となります。

宅地建物取引業者票	
免許証番号	国土交通大臣 知事 （　　）第　　号
免許有効期限	年　月　日から 年　月　日まで
商号又は名称	
代表者氏名	
この事務所の代表者氏名	
この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の級	（宅地建物取引業に従事する者の数　　人）
主たる事務所の所在地	電話番号（　　）

30㎝以上

35㎝以上

宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）の改正により、令和7年4月1日より宅地建物取引業者票（様式第九号）及び従業者名簿（様式八号の二）の記載事項が一部変更されました。

すでにご送付しておりますので差し替えをお願いします。

備考
本標識中、「この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数」欄の「宅地建物取引業に従事する者の数」は、「この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数」について変更があった場合のみ、変更すること。

【従業者名簿】様式八号の二　※性別と生年月日の記載がなくなります。

氏名	従業者証明書番号	主たる職務内容	宅地建物取引士であるか否かの別	この事務所の従業者となった年月日	この事務所の従業者でなくなった年月日

会員異動のお知らせ

【新入会者のご紹介】

	入会承認日		(令和6年12月26日)		(令和6年12月26日)
①	地区名	①	中央東地区	①	南地区
②	免許番号	②	(1)3060	②	(1)3062
③	商　号	③	(株)城山建装	③	M. Home(株)
④	代表者（支店長：政令使用人）	④	城山（じょうやま）　操（みさお）	④	増田（ますだ）　敬介（けいすけ）
⑤	事務所所在地	⑤	高知市はりまや町3丁目9番2号	⑤	高知市高見町237
⑥	専任宅建士（登録No.）	⑥	山﨑（やまさき）　健一（けんいち）(1416)	⑥	大田（おおた）　達也（たつや）(4903)
⑦	TEL ／ FAX	⑦	088-856-8481/088-854-7400	⑦	088-881-5020/088-881-6920

【退会者】

（届出順）

地区名	免許No.	商号	代表者	資格喪失日
中央東	2867	（同）一の宮エステート	新田　優司	2025/ 1/ 6
東	2841	（株）猪野晃三朗塗装店　高知駅前店	猪野浩三郎	2024/12/10
南	1457	（有）三幸ハウジング	高橋　保	2024/12/31
北	2499	ホワイト住宅	日下部哲雄	2025/ 1/31
西	926	（株）土紀住宅	森澤　裕子	2025/ 1/31
中央東	2828	（株）OAT	國澤　和人	2025/ 2/20
北	612	平松不動産商事	平松　昭男	2025/ 2/20

令和7年4月発行（年4回発行）
発行人／（会長・本部長）矢間　慎一
発　行／公益社団法人高知県宅地建物取引業協会・公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会高知本部
事務所　〒780-0901　高知市上町1丁目9番1号　TEL（088）823-2001